

「生まれ変わった十日市」出店要領

出店者は、本要領を遵守することとし、本要領を守れない、会場の雰囲気乱す、主催者の指示に従わないなど、主催者が不適当と判断した場合は、出店を取り消すことがあります。

1. 主催 十日市場区、十日市祭典実行委員会
2. 共催 巨摩野農業協同組合、南アルプス市商工会、
3. 後援 南アルプス市、若草まちおこし協同組合
4. 協力 南アルプス青年会議所
5. 開催日時 平成25年2月10日(日) AM9:00～PM5:00
2月11日(月) AM9:00～PM4:00
6. 会場 第1会場：県道(旧消防署～甲西バイパス十日市場交差点西)
第2会場：安養寺境内および民間私有地等
第3会場：県道(甲西バイパス十日市場交差点東～JAこま野三恵支所前)
第4会場：JAこま野三恵共選所前庭および若草瓦会館前庭
7. 出店資格 祭り開催期間の全2日間に出店でき、次のいずれかに該当する者。
また申込後、主催者の出店審査許可が下りた者。

- ①南アルプス市商工会の会員事業者(H24.12.1現在)。
- ②JAこま野の組合員(H24.12.1現在)。
- ③山梨県内の商工会・商工会議所の会員事業者等(H24.12.1現在)。
- ④山梨県内のJA組合員事業者等(H24.12.1現在)。
- ⑤山梨県在住の街路商等。
- ⑥その他、主催者が特別に必要と認めた者および公共的な団体等。

※未成年者・暴力団関係者の申し込みはお断りします。

※出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁です。

8. 出店(区画)数

- 第1会場：150区画、(街路商等関係者)
- 第2会場：30区画、(街路商等関係者)
- 第3・4会場：150区画、(商工会会員事業所またはJA関係事業所等)

※出店場所の割付については、出店者確定後、主催者が決定する。

9. 出店料(2日間分)

- 第1会場：20,000円/区画(間口約2.7m)、(テント・備品なし)
- 第2会場：20,000円から(使用面積による)、(テント・備品なし)
- 第3・4会場：25,000円/区画、(テント・備品あり)
1区画：テント1張(間口2.7m)、長机2台、椅子2脚を含む

○出店料に含まれる備品以外のものについては全て出店者が用意する。

○出店者説明会の折に出店料を納入することとし、納入後の返金を行わない

10. 出店申込

平成24年12月10日(月)から平成24年12月21日(金)までに所定の申込書類に必要事項を記入の上、下記に申し込むこと。

- (1) 申込書類は、南アルプス市商工会ホームページ上からダウンロードできる他、県内の各商工会・商工会議所およびJAこま野の窓口にて用意しております。
- (2) 申込書類は、南アルプス市商工会に持参ください(郵送可)。
なお、FAX・電話での申し込みは受け付けません。
- (3) 原則として1出店者1区画とします。

申込多数の場合は、7の①②の方を優先し、主催者側による厳正なる抽選の上、決定させていただきます。

- <提出書類>
- ①出店申込書
 - ②販売品目一覧表(様式1)
 - ③出店参加者名簿(様式2)
 - ④出店参加者全員の顔写真(2×3cm)。なお運転免許証の写しでも可。
 - ⑤提供食品の概要書(様式3)…飲食品を販売する場合のみ
 - ⑥出店の平面図(様式4)…飲食品を販売する場合のみ
 - ⑦誓約書(様式5)
 - ⑧所属団体加入証明書発行願(第3・4会場出店希望者、様式6)

<申込先> **南アルプス市商工会 本所**
南アルプス市飯野2812 TEL: 055-280-3730、
HPアドレス: <http://www.minamialps-shokokai.jp/>

11. 出店資格審査

出店申込を受理した後、前記7※の未成年者・暴力団関係者等に該当しないことを確認し、適格者のみが当祭典に出店参加できます。(確認作業のため警察等、関係官庁に身分照会を依頼する場合があります) なお、出店の可否は、郵送等で連絡いたします。

12. 出店者説明会

出店資格許可が下りた出店者には、出店説明会のご案内をいたします。次の日程で開催を予定していますので、必ず参加ください。

説明会の場で、出店料の納入者に出店許可証等を発行いたします。

- 日時: (第1・2会場出店者) 平成25年1月22日(火) 午後1時30分～
(第3・4会場出店者) 1月22日(火) 午後3時30分～
- 場所: 桃源文化会館(山梨県南アルプス市飯野2971)

13. 販売方法

- 各出店者が責任を持って行うこと。
- 価格は消費税込みの総額表示とし、各商品に値札を表示すること。
- 表示関係、量目関係、販売関係など、法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意をすること。

14. 販売禁止品等

- 販売に免許や、許可が必要なもの（危険物、医薬品、たばこなど）。ただし、必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もある。
- 社会通念上不適当あるいは違法なもの（盗品、偽ブランド商品など）。
- 不良品（その旨を明記している場合は除く）や、賞味期限が切れている飲料・食品など。
- 上記の他、主催者が不適当と判断したもの。

15. 火気の使用

会場内での火気の使用は原則禁止とします。ただし、飲食物の調理販売に限り認めますが、各自で必要な措置を行うこと。

16. 搬入・搬出

搬入（10日）午前7時～午前8時30分

搬出（11日）午後4時～

※1出店者につき1台分の駐車許可証を発行する。（駐車場所は、出店者会議にて通知する）

17. ごみ処理

出店者の材料残物やダンボール、包装紙等の他、会場内で生じたゴミ（食物の残りかす、容器等を含む）は、自店で販売した以外のものでも出店者同士が互いに回収し、必ず持ち帰ること。

18. その他

- ①出店許可証は必ず所持し、主催者から確認を求められた場合は提示すること。
- ②出店資格審査通過後においても、出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁とします。
- ②電気を使用する場合の発電機他、出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、出店料に含まれる貸与品以外のものは、全て出店者が用意しその費用を負担すること。
- ③施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、現状補償すること。
- ④売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- ⑤当実行委員会では出店申込者等から提供いただいた個人情報については、当祭典にかかる利用目的以外の目的には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【出店申込・お問合せ先】

《十日市祭典実行委員会 出店担当団体》

南アルプス市商工会

南アルプス市飯野2812 TEL：055-280-3730、

十日市祭典・出店までのスキーム（流れ）

